

令和4年6月（第6回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和4年6月23日（水）18:00～18:50

市役所本庁 4階 4-3会議室

2. 出席委員の氏名

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に出席した者

上村教育部長、床本次長、藤田教育支援課長、井上教育支援課副課長、三好教育総務課長、伊藤教育総務課副課長、河村総務係長

4. 傍聴者

なし

5. 趣 旨

教 育 長：ただ今から、令和4年6月23日の第6回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、全員の委員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教 育 長：また、今回の資料と合わせて送付しました、令和4年5月15日開催の令和4年第5回の議事録について、御意見等ありましたでしょうか。

（全員異議なし）

教 育 長：それでは、令和4年第5回教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教 育 長：次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は田村委員にお願いします。

教 育 長：本日の議題は、その他の事項として、「宇部市教育支援委員会委員の任命について」、「就学援助制度に係る医療費の取り扱いについて」、「寄附の報告について」の3件となっています。

教 育 長：教育委員会会議は、公開を原則としていますので、本日の議題について、全て公開としてよろしいですか。

（全員異議なし）

教 育 長：異議がないようですので、本日の議題は全て公開とさせていただきます。

教 育 長：では始めに、その他の事項「宇部市教育支援委員会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局：それでは、教育支援課から報告します。教育支援委員会は、障害のある児童生徒に関する教育支援に対する事項、在籍変更や 小学校に就学する幼児の就学先などについて 調査審議するため、宇部市教育支援委員会条例に基づき、設置しているものです。令和3年6月1日から令和5年5月31日までの2年間に任期として、17名の委員にお願いしていましたが、このたび、年度替わりの人事異動に伴い退任された委員の後任として、関係団体から新たに2名を推薦してもらい、任命したものです。新たに任命された2名の任期は退任され

た委員の残りの任期で、令和5年5月31日までとなります。補足となりますが、委員の関係団体の異動は4月ですが、このたび会長交代があった団体から、新たな委員の推薦については5月下旬の団体の総会を経てからさせていただきたいとのことで、推薦を待っていたため、この度の報告となったものです。説明は以上です。

教 育 長： ただ今の説明について、ご意見ご質問はありませんか。

委 員： 教育支援委員会は、1年間に何回開催されますか。

事 務 局： 原則として年間に4回開催されますが、臨時に開催されることもあります。

委 員： この委員会で、検査結果を基にして在籍変更等を決定すると思いますが、検査を受けることが困難な子どもについてはどうなりますか。

事 務 局： 今までは、検査を受けられないという例は聞いたことがありません。

委 員： 通常学級では難しいと思われるが検査を受けることが困難な子どもの場合は、日頃の様子を詳しく記録したものを検査結果に代えて在籍変更等の決定を行うことは可能でしょうか。

事 務 局： 一番大事なことは、その子にとってふさわしい場がどこなのかを適切に判断していくことだと思いますので、そのような場合では日常的にその子を見ている先生方や関係者の話を聞いて判断することは可能だと思います。

教 育 長： その他に、ご意見ご質問はありませんか。

教 育 長： 続きまして、その他の事項「就学援助制度に係る医療費の取り扱いについて」事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 教育総務課から説明します。就学援助制度は、小中学校に就学し、経済的な理由で給食費の支払いや学用品等の購入が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、その費用の一部を援助する制度です。この援助する費目の一つに、医療費があります。この医療費の援助については、援助対象がう歯等、学校保健安全法施行令第8条に定められている疾病に限られており、就学援助の認定を受けている児童・生徒が、学校の定期健康診断及び健康相談等で、対象疾病に該当すると診断された場合、学校からの申請に基づき、医療券を発行し保護者へ送付し、対象となる自己負担分の医療費を、保護者に代わり市が医療機関へ支払っています。しかしながら、令和4年8月以降福祉医療費助成制度いわゆる「子ども医療」の所得制限撤廃されることになりました。これに伴い、宇部市在住の児童・生徒に係る医療費の自己負担分については子ども医療の利用ができることとなります。よって、令和4年8月以降、小中学校の子どもの病気については、原則として、子ども医療費を優先とし、就学援助に係る医療費は支給しないこととします。ただし、例外として、子ども医療制度がない他市から宇部市の公立小中学校へ通学する児童生徒への医療費援助は継続します。なお、令和4年6月現在、例外に該当する児童生徒はいません。この取り扱いの変更については、今後、医師会や歯科医師会、薬剤師会、学校等に通知していく予定です。以上で説明を終わります。

教 育 長： ただ今の説明について、ご意見ご質問はありませんか。

委 員： 宇部市は子ども医療費の所得制限が撤廃されるのは、県内他市と比べて遅かったのですか。

事務局：最後ではありませんが、遅いほうだと思います。

教育長：その他に、ご意見ご質問はありませんか。

教育長：次に、その他の事項で寄付の報告を事務局からお願いします。

事務局：引き続き教育総務課から報告します。令和4年5月9日に、匿名の方から、平成24年度から通算121回目3,000円の御寄附を小中学校教育資金としていただきました。また、5月30日に精華学園高等学校宇部校舎の校舎長渡壁幸一郎さまからコロナ禍における児童生徒の感染予防のためということで、不織布のマスク170箱の寄付をいただきました。以上です。

教育長：他に何かありますか。

(全員意見なし)

教育長：以上をもちまして、本日の会議を終了します。